



# 営業許可・届出制度

平成30年6月に食品衛生法が改正され、**令和3年6月1日から**、食品営業に関する制度、衛生管理の方法が大きく変わります。食品等事業者の方は、申請や届出の手続きが必要となる場合があります。

## ○ 営業許可制度の見直し

- ・現在34の許可業種が32の許可業種に変更されます。
- ・一部は届出業種に移行し、新たな許可業種が追加されています。

詳しくは裏面  
HPもチェック!!



## ○ 営業届出制度の創設

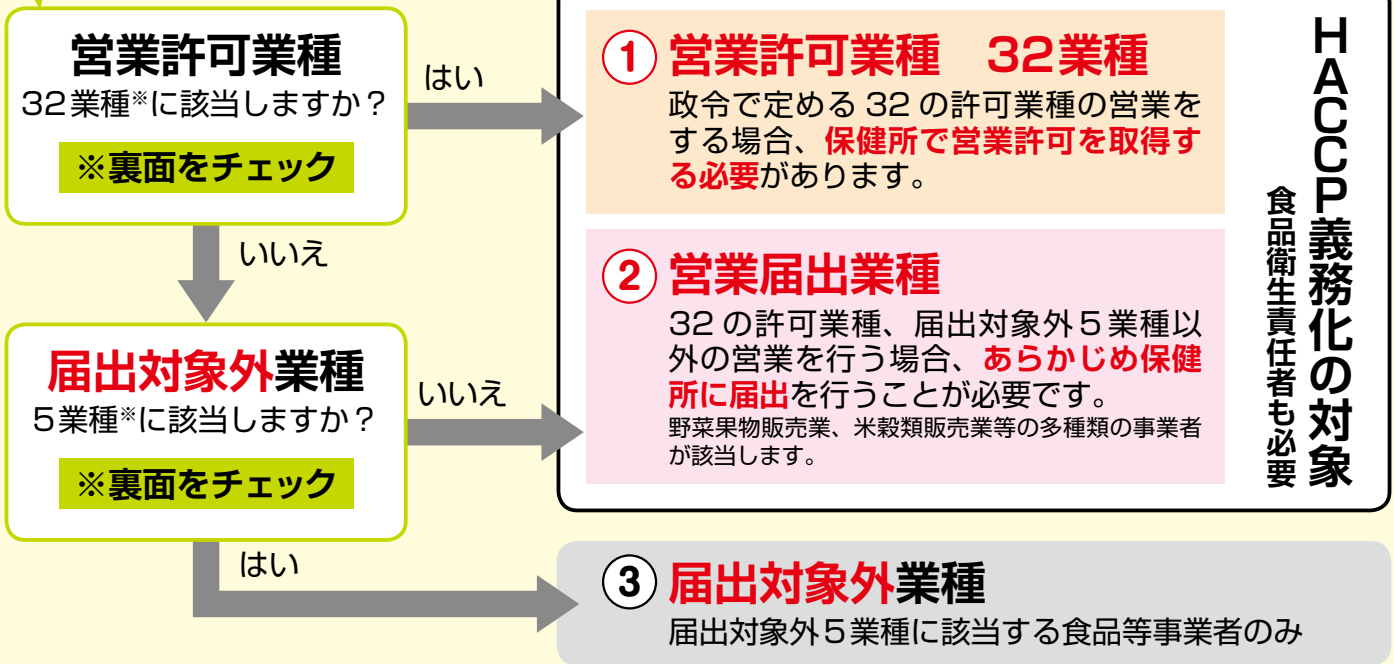
- ・32の許可業種以外でも、食品営業を行う際には保健所へ届出を行う必要があります。(一部の業種を除きます。)

## ○ 「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」の制度化

- ・営業許可・届出の対象事業者は、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が義務となります。
- ・食品衛生責任者の設置も必要です。

### 必要な手続きについてチェックしましょう！

スタート



① に該当する方は**許可申請**、② に該当する方は**届出**の手続きが必要です。

### 保健福祉事務所（保健所）一覧

佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0267-63-3297)  
 上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0268-25-7152)  
 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0266-57-2929)  
 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0265-76-6839)  
 飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0265-53-0446)

木曾保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0264-25-2235)  
 松本保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0263-40-1942)  
 大町保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0261-23-6528)  
 長野保健福祉事務所食品・生活衛生課 (026-225-9065)  
 北信保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0269-62-3106)  
 長野市保健所食品生活衛生課 (026-226-9970)

# ① 営業許可業種

- ・営業を行う際は、**あらかじめ保健所で営業許可を取得する**必要があります。**※施設基準を満たすことが必要です。**
- ・令和3年6月1日時点で、すでに営業している事業者は、猶予期間等の経過措置があります。

①飲食店営業 ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ③食肉販売業 ④魚介類販売業 ⑤魚介類焼くり営業 ⑥集乳業 ⑦乳処理業 ⑧特別牛乳搾取処理業 ⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業 ⑪菓子製造業 ⑫アイスクリーム類製造業 ⑬乳製品製造業 ⑭清涼飲料水製造業 ⑮食肉製品製造業 ⑯水産製品製造業 ⑰冰雪製造業 ⑱液卵製造業 ⑲食用油脂製造業 ⑳みそ又はしょうゆ製造業 ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業 ㉓納豆製造業 ㉔麺類製造業 ㉕そうざい製造業 ㉖複合型そうざい製造業 ㉗冷凍食品製造業 ㉘複合型冷凍食品製造業 ㉙漬物製造業 ㉚密封包装食品製造業 ㉛食品の小分け業 ㉜添加物製造業

特に、**水産製品製造業**（明太子、魚介類の干物などの製造）、**液卵製造業**（液卵の製造）、**漬物製造業**（漬物（「梅漬」や「すんき漬」等を含みます）の製造）、**密封包装食品製造業**（密封包装食品であって常温で保存可能なものを製造する営業で合成樹脂製容器入りのジャムやドレッシング等を含みます。）、**食品の小分け業**（要許可品目を小分けする営業）に該当する方は、早めに保健所までご相談ください。

# ② 営業届出業種

営業許可業種、届出対象外業種を除く**すべての食品等事業者**が対象となります。

- ・営業を行う際は、保健所に**あらかじめ保健所に届出**を行うことが必要となります。
- ・令和3年6月1日時点ですでに営業している事業者は、施行後6か月以内（**令和3年11月30日まで**）に届出が必要です。

## 新たに届出の対象となる食品等事業者の例

旧許可業種だった営業	販売業	製造・加工業	その他
1. 魚介類販売業 （包装鮮魚介類） 2. 食肉販売業（包装食肉） 3. 乳類販売業 4. 冰雪販売業 5. コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	6. 弁当販売業 7. 野菜果物販売業（例：青果店） 8. 米穀類販売業（例：米屋） 9. 通信販売・訪問販売による販売業 10. コンビニエンスストア 11. 百貨店、総合スーパー 12. 自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。） 13. その他の食品・飲料販売業	14. 添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。） 15. いわゆる健康食品の製造・加工業 16. コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。） 17. 農産保存食料品製造・加工業 18. 調味料製造・加工業 19. 糖類製造・加工業 20. 精穀・製粉業 21. 製茶業 22. 海藻製造・加工業（例：のり、寒天） 23. 卵選別包装業 24. その他の食料品製造・加工業	25. 行商 26. 集団給食施設 （1回20食程度以上） 27. 合成樹脂製の器具・容器包装の製造業 28. 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの（届出は任意） 29. その他（例：食品の冷凍又は冷蔵業（倉庫業））

施行時にすでに営業を行っている方は、届出済みとみなされるため届出の手続きは不要

干柿、切干大根、こんにゃく、餅、焼きトウモロコシ、蜂蜜、玉葱の皮むき、野菜のスライスなど

営業許可のある施設で、同じ事業者が届出業種を営んでいる場合も**届出が必要です。**

（例）飲食店営業の許可がある総合スーパーにおいて、営業届の対象となる青果物販売を併せて行っている場合、青果物販売に関する営業届が必要です。

- ・新たな届出制度が始まるのは**令和3年6月1日**からです。
- ・届出は、許可と異なり、手数料はかからず、有効期間がないため更新の必要はありませんが、届出事項に変更があった場合や廃業したときは、保健所に届出が必要です。
- ・届出は、許可と異なり、**施設基準の要件はありませんが**、許可と同様「**食品衛生責任者**」を設置する必要があり、「**HACCPに沿った衛生管理**」を行う必要があります。（合成樹脂製の器具・容器包装を製造する事業者は、別途GMPによる製造管理が制度化されたため対象外です。）

# ③ 届出対象外業種（食品等事業者であっても、次の5つに該当する事業者は、届出の対象外です。）

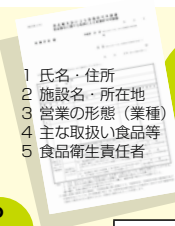
- ① 食品・添加物の輸入業
- ② 食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業（食品の冷凍・冷蔵業（倉庫業）は、届出業種になります。）
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- ⑤ 器具・容器包装の輸入・販売業

・このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農業・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届は不要です。

## 食品衛生責任者の設置

- ・許可業種、届出業種ともに食品衛生責任者の設置が必要です。
- ・食品衛生責任者は、調理師などの資格が必要ですが、食品衛生責任者養成講習会※を受講することで、その資格を得ることができます。
- ・食品衛生責任者養成講習会※は、一般社団法人長野県食品衛生協会で行っています。（協会ホームページ）<https://npfha.com/managertraining/>

HPをCHECK!!



営業届は Web でも  
①事業者登録  
↓  
②営業届出 完了!!

## HACCPに沿った衛生管理の制度化

- ・営業許可業種、営業届出業種に該当する**すべての食品等事業者**は、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められることになりました。
- ・規模や業態により「**HACCPに基づく衛生管理**」か「**HACCPの考え方を取り入れた衛生管理**」のいずれかの衛生管理を実施する必要があります。

HACCP ?



HACCP 手引書Get!!



許可と届出のまとめ

	許可	届出
申請手数料	○	-
更新手続き	○	-
変更・廃業の届出	○	○
営業施設の基準	○	-
衛生管理の基準 (食品衛生責任者の設置、HACCP)	○	○